

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、週休日の活動時間を3時間程度にするとの基準が示されたことを受けて、国の義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊業務手当の額の改定を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額等を次のとおり改定（平成31年4月1日施行）

【現行】

4時間程度従事した場合 3,600円

【改定後】

→ 3時間程度従事した場合 2,700円

※時間要件の見直しについては、「滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和47年滋賀県人事委員会規則第4号）」の改正で対応

## 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊業務手当の額の改定を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 教員特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに準じ、部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額を改定することとします。（第4条関係）
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 (教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校もしくは中学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前項第4号に掲げる業務 <u>3,600円</u></p> <p>第4条の2以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校もしくは中学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前項第4号に掲げる業務 <u>2,700円</u></p> <p>第4条の2以下 省略</p>